

介護予防のための「基本チェックリスト」を送付します

長寿課 ☎66・1105

4月以降に対象となる方へ、介護予防のための「基本チェックリスト」を送付します。回答後、同封の封筒で長寿課へご返送ください。

記入していただいたチェック表を基に、心身に衰えのある可能性があると思われる方に、地域包括支援センターが介護予防教室などへの参加のご案内をします。

対象 市内在住の65歳以上の方で、介護保険の要介護、要支援認定を受けていない方

春の安全なまちづくり 市民運動4月1日～10日

安全安心課 ☎66・1156

防犯についての意識を高め、身近な防犯対策を実践しましょう。

運動の重点

○住宅を対象とした侵入盗の防止

○子どもと女性が被害者となりやすい犯罪の防止

○振り込め詐欺の被害防止

春の交通安全市民運動 4月6日～15日

安全安心課 ☎66・1156

春は、不慣れた交通環境で通学(園)・通勤が始まり、さらに、歓送迎会など飲酒の機会も予想され、交通事故の発生が心配される時期でもあります。子どもも大人も交通规则を守り、自分の目で安全を確かめる意識を持って、交通事故の加害者や被害者にならないようにしましょう。

〈運動重点〉

1 運動の基本

子どもと高齢者を交通事故から守ろう

2 取組重点

○自転車の安全利用を進めよう

○すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

○飲酒運転を根絶しよう

国民健康保険加入世帯の方

保険年金課 ☎66・1172

所得が一定以下の世帯は、国民健康保険税の軽減や減免を受けることができます。しかし、所得の申告がされてい

ないと適用が受けられません。

収入がなかった方、非課税年金のみ(障害基礎年金・遺族年金など)を受けている方など、所得税または市県民税申告の必要のない方は、4月15日(火)までに国民健康保険税の所得申告をしてください。

また、リストラ、事業の休止など特別な事情により収入が激減した場合は、申請により一定の基準を満たせば国民健康保険税の減額や医療費の一部負担金の減免などを受けられる制度があります。詳しくは、保険年金課へ。

国民年金保険料改定

保険年金課 ☎66・1101

4月から、月額保険料が次のとおり変わります。

新 1万5千250円

(旧 1万5千40円)

なお、保険料を前払いすると割引がある「前納」制度があります。詳しくは、豊橋年金事務所または保険年金課国民年金担当へ。

問合先 豊橋年金事務所

☎05322・33・4118

豊橋年金事務所の 電話番号の変更

保険年金課 ☎66・1101

平成26年3月31日(月)から、豊橋年金事務所への年金に関するお問い合わせ電話番号が変更します。

新 電話番号

☎05322・33・4111

国民健康保険の海外 療養費支給申請方法

保険年金課 ☎66・1103

海外療養費とは、海外渡航中の急病やケガで治療を受け医療費を支払った場合、帰国後、申請により保険給付を受ける制度です。

4月1日からは申請時に、治療を受けられた人のパスポートの提示をお願いいたします。これは渡航の事実の確認や海外での治療期間と渡航期間の確認を目的としたものです。

申請に必要なもの

- ① 診療報酬明細書、② 領収明細書、③ 明細書の翻訳文、④ 領収書、⑤ パスポート、⑥ 印かん、⑦ 振込先口座(支店名、口座番号)

※①、②は現地の医師が記入します。渡航時にお持ちください。用紙は保険年金課にあります。

公園グラウンド陸上競技場・海陽多目的広場Aの利用停止のお願い

文化スポーツ課 ☎66・1222

グラウンド整備のため、公園グラウンド陸上競技場・海陽多目的広場Aの利用を停止します。

期間 5月31日(土)～7月31日(木)

問合先

○公園グラウンド陸上競技場

公園グラウンド

☎57・2711

○海陽多目的広場A

体育センター

☎69・3241

児童扶養手当を振り込みます

児童課 ☎66・1108

児童扶養手当の4月期支払分(12月～3月分)を4月11日(金)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

